

JIS

家庭用及びこれに類する用途の
固定電気設備の電気アクセサリ用の
ボックス及びエンクロージャー
第 22 部：接続用ボックス及び
エンクロージャーに対する個別要求事項

JIS C 8462-22 : 2016

(IEIEJ/JSA)

平成 28 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.1.20 改正：平成 28.9.20

官 報 公 示：平成 28.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	3
5 試験に関する一般事項	3
6 定格	3
7 分類	4
8 表示	4
9 寸法	4
10 感電保護	4
11 接地の準備	5
12 構造	5
13 劣化防止, 固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護	5
14 絶縁抵抗及び耐電圧	5
15 機械的強度	6
16 耐熱性	6
17 沿面距離, 空間距離及びシーリング材を通した距離	7
18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性	8
19 耐トラッキング性	8
20 耐食性	8
21 電磁両立性 (EMC)	8
附属書 AA (参考) 接続用ボックス及びエンクロージャの例	10
附属書 BB (参考) 定義の根拠としての接続装置の概要	11
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	12
解 説	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8462-22:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8462 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8462-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8462-21 第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

JIS C 8462-22 第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の 電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー

第 22 部：接続用ボックス及び エンクロージャーに対する個別要求事項

Boxes and enclosures for electrical accessories
for household and similar fixed electrical installations—
Part 22: Particular requirements for connecting boxes and enclosures

序文

この規格は、2003 年に第 1 版として発行された IEC 60670-22 及び Amendment 1 (2015) を基とし、国内では定格電流を用いるため技術的内容を変更して作成した日本工業規格であり、JIS C 8462-1 (以下、第 1 部という。) と併読する規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格の適用範囲は、JIS C 8462-1 によるほか、次による。

第 1 部の箇条 1 の第 4 段落の後に、次を追加する。

この規格は、ジャンクション及び／又はタッピングの接続ボックスに適用する。フローティング端子又はフローティング接続装置用の接続ボックスであって、当該端子又は接続装置を同こん(梱)していないものは、この規格ではなく第 1 部を適用する。

注記 1 特に明記しない限り、この規格全体を通じ、用語“ボックス”は“エンクロージャ”にも適用する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60670-22:2003, Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations—Part 22: Particular requirements for connecting boxes and enclosures 及び Amendment 1:2015 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

引用規格は、第 1 部の箇条 2 によるほか、次による。